

## 滑川町開発工事完了検査における確認事項

都市計画法の規定により、開発許可を受けた者は、工事が完了したときは（工区分けの場合は工区ごと）工事完了届出書を提出し、工事完了検査を受ける必要があります。以下に、検査に係わる手続き、必要とする書類、留意点等をまとめたので、工事完了検査を円滑に行うため、事前のご確認をお願いします。

※検査を受けず完了公告前に建築物を使用すると、違反指導の対象となる可能性があります。また、将来の建替え等の際に支障が生じることがあります。

### 《工事完了検査について》

#### ●工事完了届出書の提出

工事が完了したら、工事完了届出書の提出をお願いします。提出の際は、事前に次の点についてご確認願います。

- ・必ず現場が開発許可のとおり施工されていることを確認してください。許可内容と相違している場合、やり直し又は変更許可等の手続きが必要となり、後日再検査となります。
- ・許可を受けていない工事内容に対しては、検査を行いません。
- ・許可内容に適合しなければ、いかなる場合も検査済証が交付出来ません。
- ・開発行為により整備した公共施設については、公共施設管理者との連絡調整を行い、工事完了検査手続きと公共施設の帰属手続きを並行して進めてください。
- ・工事完了検査の実施日については、工事完了日が確実にになった時点で建設課開発指導担当と検査日程の調整をお願いします。なお、日時について希望にそえない場合もありますのでご了承ください。

### 《工事完了検査の留意点》

必ず工事が完了していることを現地確認してください。また、検査前に事前に別添の「工事完了検査チェックリスト」「工事写真チェックリスト」「工事完了検査時の指摘事項」を参照し、工事の施工状況を確認してください。

## 《 工事中間検査について 》

### ● 工事中間検査を必要とする工程

※工事中間検査を必要とする開発許可については、許可書の表面に「中間検査対象」と表示してあります。また、下記以外で検査を必要とする工程がある場合は、検査内容等について、建設課開発指導担当と調整をお願いします。

#### ① 擁壁等（切土で高さ 2m を超えるがけ、盛土で高さが 1m を超えるがけ）

- ・基礎工の着手時、地盤改良若しくは杭基礎完了時、配筋工の完了時

#### ② 開発道路の路盤工

- ・表層の施工前、下層路盤の完了時、上層路盤の完了時

### ● 中間検査依頼書の提出

中間検査を必要とする工程をよく把握し、適正な時期に中間検査依頼書の提出をお願いします。なお中間検査については、次の点についてご確認願います。

- ・中間検査は、完了検査時に目視確認出来ない箇所について、工事施工中の確認を目的とした検査です。万が一、工事中間検査未実施で施工が完了してしまうと、完成した工作物等の破壊検査が必要となる場合があります。
- ・中間検査の実施日については、必要とする工程に達することが確実になった時点で、建設課開発指導担当と検査日程の調整をお願いします。なお、日時について希望にそえない場合もありますのでご了承ください。

### ● 下記の該当する工事関係書類について、中間検査時に用意願います。

①	開発行為許可書（副本）	
②	工事施工（記録）写真 （地盤改良、擁壁の配筋、基礎工、路盤等検査時に目視確認が出来ない箇所）	・着工前、施工中、完成後の各段階のものについて、テープ、スタッフ、ポール等の測量器具等により、各種構造物の寸法が明確に判断出来るもの
③	道路の路盤等の試験結果	・砂置換法による土の密度試験、平板載荷試験等のデータ
④	擁壁の支持地盤の調査及び試験結果等	・平板載荷試験等のデータ
⑤	骨材の試験成績表	・当該試験データ
⑥	使用した材料等の品質管理	・当該データ、カタログ等

※出来形管理基準、品質管理基準については埼玉県土木実務要覧に準じます。

## 工事完了検査チェックリスト

申請者におきましては、工事完了検査を速やかに完了させるため、本チェックリストを参考に、開発行為許可書の内容とおりに現場が施工されているかを事前に確認してください。  
 ※許可の内容と現地が異なる場合には、**変更許可**や**変更届**が必要となる場合があります。

No.	区分	チェック項目	チェック欄									
1	開発区域	■確定測量図と現地に相違はないか ※確定測量図の数値と実測地との測定誤差の許容値は下記のとおりです。 <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">距離20m未満</th> <th style="text-align: center;">距離20m以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">平地</td> <td style="text-align: center;">10mm</td> <td style="text-align: center;">距離 × 1/2,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">山地</td> <td style="text-align: center;">20mm</td> <td style="text-align: center;">距離 × 1/1,000</td> </tr> </tbody> </table> (公共測量作業規定に基づく)		距離20m未満	距離20m以上	平地	10mm	距離 × 1/2,000	山地	20mm	距離 × 1/1,000	
			距離20m未満	距離20m以上								
		平地	10mm	距離 × 1/2,000								
		山地	20mm	距離 × 1/1,000								
		■境界杭の設置状況は適切か ・確定測量図の表示と現地に杭種に相違はないか(原則コンクリート杭) ・杭が容易に移動しないよう堅固に設置されているか ・杭頭部の表示は適切か										
■土地利用計画図と現地に相違はないか												
■開発区域内に構造物が納まっているか(隣地へ越境していないか)												
■許可標識が設置されているか												
2	雨水排水施設	■土地利用計画図(排水計画図)と現地に相違はないか										
		■浸透施設(浸透柵、浸透トレンチ等)の配置、経路、個数、延長、管径等は計画どおりか										
		■浸透柵の内径、深さ、泥ダムの深さ(150mm以上)は適切か										
		■透水シートの施工は適切か										
		■碎石の施工は適切か										
		■放流先との接続状況は適切か(雨水管整備済地域) ・既設放流先との接続部は補強され、目地詰めしてあるか ・既設放流先に排水管が突出していないか										
		■管路の屈曲点に点検柵が設置されているか										
■目視確認出来ない施工箇所について、写真で確認が出来るか												
3	污水排水施設	■土地利用計画図(排水計画図)と現地に相違はないか										
		■区域内処理施設は計画どおりか(污水排水処理施設別に確認) ・公共下水道最終柵は設置されているか ・浄化槽は計画どおり設置されているか(人槽等)										
		■放流先との接続状況は適切か ・既設放流先との接続部は補強され、目地詰めしてあるか ・既設放流先に排水管が突出していないか										
4	造成(切土工事)	■造成計画図と現地に相違はないか										
		■計画高と相違はないか										
		■法面の処理は適切か(勾配、法面保護)										
5	造成(盛土工事)	■造成計画図と現地に相違はないか										
		■計画高と相違はないか										
		■法面の処理は適切か(勾配、法面保護)										
		■盛土30cm毎に、敷均し締め固め(転圧)を行っているか										
		■切株、雑草及び腐しよく土は除去されているか										

6	擁壁 (任意擁壁は検査対象外)	■擁壁高さ、構造（厚さ、配筋等）は計画と相違がないか	
		■水抜穴の施工は適切か	
		■目地の施工は適切か	
		■クラックや傾き等の不具合はないか	
		■設置された擁壁は安全が確保されているか（鉄筋が露出していないか）	
		■目視確認出来ない施工箇所について、写真で確認出来るか	
7	その他	■上記に記載のない事項については、担当者と協議願います ■道路・下水道・公園・消防水利・給水等の施設 ※完了検査については、各公共施設管理者と協議をお願いします	

## 工事写真チェックリスト

工事完了検査時、現場において目視、測量等ができない場合、各施設の工程毎に施工状況写真（施工前・施工後）により確認いたします。以下の表を参考に工事写真の撮影をしてください。なお、以下の表に記載されている以外の部分についても現地確認が出来ない場合は写真等の提示を求めることがありますので、必要と思われる箇所については、施工状況等の写真撮影をお願いします。

**※施工状況写真は出来形寸法等が確認出来るように、特に注意して撮影をお願いします。**

No.	施設区分	撮影箇所	チェック欄
1	雨水排水施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>■雨水浸透柵                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設全体の構造（掘削状況、幅×長さ×高さ）</li> <li>・透水シートの施工状況</li> <li>・砕石、敷砂、埋戻等の施工状況</li> <li>・雨水浸透柵の施工状況</li> </ul> </li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>■雨水浸透トレンチ                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設全体の構造（掘削状況、幅×長さ×高さ）</li> <li>・透水シートの施工状況</li> <li>・砕石、敷砂、埋戻等の施工状況</li> <li>・雨水浸透トレンチの施工状況（※有孔管が確認出来る写真）</li> </ul> </li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>■その他浸透施設                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記以外の浸透施設（調整池等）については、規模、構造等により確認事項が異なるため、開発指導担当と協議願います。</li> </ul> </li> </ul>	
2	汚水排水施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>■汚水最終柵の施工状況</li> </ul>	
3	造成（切土・盛土）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■切株、雑草及び腐しょく土の除去状況</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>■転圧状況（盛土30cm毎の、敷均し締め固め状況）</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>■段切の施工状況</li> </ul>	
4	義務擁壁 ※任意擁壁は検査対象外 ※中間検査時に必要とする事項を含む	<ul style="list-style-type: none"> <li>■共通事項                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・根切り底の状況</li> <li>・地業（地盤改良、土の入替、杭（材種・長さ・径等））の施工状況</li> <li>・基礎の施工状況</li> <li>・止水コンクリートの施工状況</li> <li>・裏込砕石の施工状況（全面施工・厚さ・材料）</li> <li>・水抜穴の設置状況</li> </ul> </li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>■RC造り                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・配筋の状況（鉄筋の径・ピッチ等）</li> <li>・鉄筋のかぶり</li> <li>・型枠の施工状況</li> </ul> </li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>■間知石練積み造、その他練積み造り                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁の下端部分の施工状況（下端部分の厚さ）</li> <li>・控え長さ（30cm以上）を確認</li> <li>・胴込及び裏込コンクリートの施工状況</li> </ul> </li> </ul>	
5	その他施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>■上記に記載のない事項については、担当者と協議願います</li> <li>■道路・下水道・公園・消防水利・給水等の施設                             <ul style="list-style-type: none"> <li>※必要に応じ、公共施設の各管理者と協議をお願いします</li> </ul> </li> </ul>	

## 工事完了検査時の過去の指摘事項 参考例

以下の事例は、過去の開発工事の完了検査時に特に指摘・指示が多い事項について記載しております。開発工事の施工に際しては、許可された開発許可申請書類を確認し、特に留意して作業をお願いいたします。

### 【開発区域における事例】

確定測量図	<ul style="list-style-type: none"> <li>○確定測量図と現地の不一致                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・杭間距離に誤差がある</li> </ul> </li> <li>○測量器具の不足により、現地測定不可                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・高低差が大きい丘陵地等について、測量器具の不足により杭間距離が測れず、検査が受けられない</li> </ul> </li> </ul>
境界杭	<ul style="list-style-type: none"> <li>○境界杭の設置状況の不備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・杭がぐらぐらしている、まがっている</li> <li>・確定測量図と現地の杭種が異なっている</li> </ul> </li> </ul>
工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開発区域外に工作物（擁壁、基礎等）が突出、越境している</li> <li>○コンクリートブロック擁壁から露出した鉄筋に、鉄筋キャップ等により安全が確保されていない</li> </ul>
雨水排水施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○設計された雨水施設計画に対し、出来高不足により必要な雨水処理量が確保されていない（浸透トレンチ延長不足、掘削深・幅不足等）</li> <li>○設計された雨水施設計画に対し、現地での污水管渠の経路、点検柵の設置箇所及び個数等が不一致</li> <li>○雨樋が雨水柵に接続されていない</li> <li>○管路の屈曲点に点検柵が設置されていない</li> <li>○柵の設置間隔が過大（排水管の内径の 120 倍以内）</li> <li>○泥ダメ 150 mm 以上が確保されていない</li> <li>○透水シートが施工されていない</li> </ul>
污水排水施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○設計された污水施設計画に対し、現地での污水管渠の経路、点検柵の設置箇所及び個数等が不一致</li> </ul>
写真管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○検査時に目視、測量等が不可能な箇所（排水施設・擁壁等）の施工状況が撮影されていない</li> <li>○撮影角度等が悪く、テープによる出来形の寸法が確認出来ない</li> </ul>